

多度津町農業委員会議事録

令和2年2月20日午前8時54分より午前9時59分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

会長	秋山	義充
職務代理者（2番）	土田	敏雄
職務代理者（3番）	大山	島弘
4番委員	山崎	義行
5番委員	斯波	明美
6番委員	塩入	達彦
7番委員	西山	正美
8番委員	亀山	山均
9番委員	大谷	泰則
10番委員	三野	敏彦
11番委員	横關	幹夫
12番委員	矢野	和幸
13番委員	松浦	俊正
14番委員	中村	稔稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家	徹
2番委員	塚本	繁造
3番委員	大西	和芳
4番委員	山地	正夫
5番委員	松岡	安男
6番委員	篠原	壽雄
7番委員	村井	文数
8番委員	松井	求求

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	亀山	佳久
農地係長	吉田	清司
主事	西岡	知美

審 議 内 容

事務局長

おはようございます。

ただいまより多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶申し上げます。

会長

おはようございます。

冬らしくなって、もう年食うと、きのう小委員会なんかも、もう朝から寒い寒い。またしかし、暖冬とか言われて、きょうあすあたりからまた少しは緩んでくるんじゃないかということではございますが、寒い中、委員の皆様方には、何かとご多用の中ご出席いただきましてありがとうございますございました。

ご案内のとおり、個別訪問、アンケート等の調査等につきましても、集計の月といたしますか、2月が参りまして、大変苦労があったかと思えますが、実態を見てみますとなかなか難しいかなと。

水田地方は米額を含めて理解されている、システマ的に変化になったことを理解されているところもあろうかと思いますが、畑地のほうは同様、まだまだちょっと現在の国のあり方、農政のあり方いうんが理解されん、特に中間管理機構とか関係等その内容等も理解がちょっとできてないところもあって、大変苦労があったんじゃないかなと思うところがございます。

また、後継者問題、非常に各家庭においても大変かと思いますが、きのう小委員会でもちょっと話題になったんですが、法人等の後継者も大変かという時代で、そろそろそっちのほうも力を入れていかないかやいかんのじゃないかなと。いつも研修等と言われよんですけど、委員さんは特に地域の世話人ということで、委員というだけでなく、多面的とか担い手、新規就農あわせての後継者の問題ということになるかと思えますが、大変苦労があるかと思えますが、活動、皆さんとともに力を合わせてやっていかなければというところがございます。

それでは、早速ですが開催いたしたいと思えます。よろしくご審議のほう。本日はどうもありがとうございます。

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、本日は農業委員14名中14名の方が出席されていますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、今回は成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、

秋山会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長

それでは、日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、例によりまして署名委員の選出でございますが、慣例によりまして私のほうより指名させていただきます。5番の斯波委員さん、6番の塩入委員さん、よろしくお願いします。

それから、これも慣例によりまして、昨日の小委員会の報告のほうを松浦委員さん、よろしくお願いします。

13番委員

そしたら、改めましておはようございます。

昨日の小委員会の報告をさせていただきます。

出席者は秋山会長を初め、土田、大島副会長と推進委員の村井さんと私、そして事務局のほうからは、亀山事務局長と吉田さんと西岡さんの合計8名でございます。合計8名で、2号議案と3号議案の現地確認に行きました。

現地では、吉田さんと西岡さんの説明がありましたが、これといった問題点は見当たりませんでした。そして、現地からこの会議室へ戻りまして、全ての議案をまた事務局のほうから説明がございましたが、小委員会としましてはこれといった問題はありませんでしたが、何とぞ皆様のご審議のほどをよろしくお願いします。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、議案に移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告）を議題といたします。

事務局、お願いします。

事務局

議案第1号をごらんください。

【議案第1号1番から12番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番につきましては、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約するものです。

2番、7番、10番、11番につきましては、借り手を変更し、機構を通して貸借予定です。

4番につきましては、借り手を変更し、利用権にて貸借予定です。

そのほかについては、現在調整中です。

以上です。

議長

報告案件ということではございますが、1番の戦前からの小作、例によりまして、地元委員さんから一言いただいております。よろしくお願いします。

推4番委員 これは、先ほども事務局のほうからお話のありました戦前からの小作地の合意解約ということで、ここに書いてございます相続人代表 ●●●さんということになってございますが、この相続人代表とそれと相続人と、相続人があと●名ほどおりまして、県外で、東京なり、長野県なり、おいでまして、必要な書類がなかなか届かなかったということもありません、半年ぐらいかかりました。戦前からの小作の絡みの対応につきましては、相続関係が大変おくれたということと、できてなかったということが、今までも私、感じてきておりましたので、また時間がかかったということで、ご迷惑なりかけた点もございました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

お金の動き等はどんなんですか。

推4番委員 お金の動きはございません。

議長 そうですか。

推4番委員 はい。

議長 山崎さん、これ、どこになるのかな。わしが知つとるかな。

4番委員 知つとろう。おやじさん、●●●さんというて、上側に店があったらう。1軒、もう辞めとるところ。

議長 ●●か。

4番委員 公民館のある……。

議長 ああ、ああ。

4番委員 あの近くの。

議長 ああ、そうなん。

4番委員 うん。後ろの畑。屋敷の裏になるんじゃ。

議長 ●●さん、親戚か。

4番委員 いや、じゃない。

推4番委員 いや、親戚ではないですけど。

議長 ありがとうございます。

ということで、参考にさせていただければと思います。

議案第1号は報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第2号をごらんください。

【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

以上、1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全て

の農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと。農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

これ、見立ということで、地元として、この●●さんから話がございまして、本当はこれ、●● ●●、●さんの●さんで、●さんが●●になって、●●、●●。相続も考えたんだけど、●さんがうんと言うてくれたので、3条のほうが簡単なんじゃないかということです。

皆さんのほうから、何かご意見、ご質問等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長

なければ、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。

お願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番から2番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、12月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、分家住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和2年4月1日、工事完了が令和2年12月20日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計1,400万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議に該当いたしません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として分家住宅となっております、ま

ず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和2年4月1日、工事完了が令和3年3月1日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計3,260万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

以上2件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

事務局から説明がございましたが、皆さんのほうから何かご意見等ございましたらご発言いただきたいと思います。

非常になるほどと思うような分家住宅ということで、わかりやすい案件かとは思いますが。

今後の参考のために、何でも、何かあったら質問していただきたいと思います。特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長

なければ議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題いたします。

事務局

議案第4号をごらんください。

経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画になります。

土地所有者が香川県農地機構へ貸し付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されている借り手へ貸し付けをいたします。

貸付期間といたしましては、全て令和2年3月1日から令和8年2月28日までの6年間の貸し付けとなっております。合計といたしまして13筆、8,015平米となっております。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、2月25日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

三野さん、●● ●というんか。

10番委員

うん。

議長 これ、どんな人やったかな。何歳ぐらいの人かな。

10番委員 まだ60前ぐらいの。

議長 ああ、本当。

10番委員 ●● ●●さんの息子です。

議長 ああ、次男か。

10番委員 次男です。

議長 川の反対側にある……。

10番委員 駅前の家の横に家を建てたところです。

議長 わかる、わかる。

●●さんの妹が行っとる。ああ、そうなんや。それはええな。もう退職したんよな。

10番委員 まだ退職はしてないです。

議長 わかりました。

皆さんのほうから何かございませんか。

(なし の声あり)

議長 なければ、議案第4号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第4号を承認いたします。

続きまして、議案第5号 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定について。

別紙のとおり、4経営体より、農業経営改善計画認定申請書が町へ提出されました。

番号1番、●●●●●●●●●●、●●●●● ●● ●●、新規の認定農業者になります。また、5年間の認定期間になります。主な作付といたしまして、ミニトマト、シャインマスカット、瀬戸ジャイアンツ、長野パープルです。今後は、奥白方で建設地を探し、ミニトマトハウス2棟増設予定をしております。また、参考といたしまして、労働力につきましては、時給は820円と担当より聞いております。

議長 820円。

事務局 はい。

また、現状は常時雇用が2名、臨時が2名の合計4名で459万2,000円の賃金になっております。

続いて、目標につきましては、常時雇用が2名、臨時が10名の12人で、1,049万6,000円です。

4 番委員 あれももう、期間で返すような話をちらっと聞いたから。あれは個人の借っとんかと思うがな。

議長 いやいや、違う。あれはもう生産組合、うちが借って、●●が担当で管理してくれよる。

4 番委員 いや、それがちょっとちらっと聞いた話。

議長 ほんじゃけん、それはそこらも含んどんや。ほいじゃけん、●●ができんようになったら、●●ちゃんが主になって……。

4 番委員 わかった。

議長 うちのほうから出ていって、出向いてやるという。何枚かあるやろ。

4 番委員 うん、ある。

議長 ●●さんもそうや。

4 番委員 うん。それを返されるというような話をちょっと聞いた。

議長 ほんじゃけど、それはうちが面倒を見るという。それも全て、まだまだこれ、一番上の段の40人から100人、これが40人というのが実証圃なんです。ほんじゃけん、ここらも100人というのも含まれて、その下の20から80というんも、合わせて作業受託等々含めて借り受けて、規模拡大はやりますという計画です。

4 番委員 それはあくまでも計画やから、それはええんやけど。ちょっとそこら辺……。

議長 ほんじゃけん、そこの20から80というんは、そこら絡み、奥白方の実証圃以外の。

4 番委員 わかりました。ちょっと聞いてみました。

議長 そうそう。ほかのみんなも参考になるし、こういう経営改善計画に認定されるようなもんも、委員さんも進めてもらわにゃいかんけん。もう自分だけでなしに、地域で進めて。

4 番委員 戻されるというのを聞いたけえな。

議長 ほんじゃけん、そういうなんをいろいろ質問して、地域で取り組んでほしいということや。新規就農をあわせて、担い手がなくて、地域の世話をいろいろ質問しながら常に勉強してお願いしたいなど、常に思っております。

4 番委員 それと、吉田君。これ、●●●●●はミニトマト2棟言よったけど、2反やろ。2棟言よったか。

事務局 はい。

4 番委員 2反ぐらいやと私は聞いた。場所がどこぞないやろかという相談は受けとった。

議長 山崎さん、37が80になつとるやない。

4番委員 何がなん。
議長 計画。
4番委員 計画はな。まだ、今借つとるとこもあるし、竜川のほうにな。
議長 そうなん。
4番委員 ほいで、奥白方のほうで、2反ぐらいは確保せないかん。ええとこないやろかという相談を受けとったきからな。2棟と言うたんで、ちょっと念押しで聞いてみた。
事務局 一番下の生産方式の合理化の目標、ハウス7棟、5,500平米が目標では9棟、9,800平米。
4番委員 その下の計画のあれは9棟になつとる、2反ぐらいの固まったとこないやろかというて聞いとったけど。
議長 ほんじゃけ、大体よう似とるが。1棟が1反ぐらいということやろ。
4番委員 それは長さによるけど、4棟が1反で建つけえな。四、五十メートルあつたらな。
議長 ああ、本当。
●● ●●さんとこの息子やろ。
4番委員 そうそうそう。
議長 ようやるわの。ほんで、初めて法人。
4番委員 いや、株式。
議長 株式にしたん。
4番委員 初めてやもんな。
議長 それはどういふん。何が目的なん。
4番委員 いや、もう若い者も来よるし、法人よりは株式にするほうが。
議長 ああ、そういうことで。
4番委員 うん。そういう意味で、もっと最初から、個人やったんを。
議長 ああ、本当。
4番委員 うん。
議長 それと、それにしたら、何か助成のあれが、新規就農みたい、何か助成が出るという話、株式にしたら。歳とつとるからな。新規就農みたいにはあれがでんけん、ほなから、株式にして……。
議長 ああ、新規就農はでんけんけな。
4番委員 うん、うん。ほなきに、そういう絡みで株式にしたら……。
議長 何かの制度に乗せたんや。
4番委員 乗せられるということ。
議長 それはええことや。ええ勉強になるわ。そういう制度があるんか。
4番委員 2棟言よつたから、ちょっと聞いただけ。

議長 新規就農意外に制度があるんやな。

4 番委員 そうらしいで。何かそういうふうな制度があるんや。

議長 横關さん、知らんか。

1 1 番委員 いや、私、園芸のほうは知らないですけど、今ちらっと言われたのは、園芸、これから公営、高収益作物で園芸に関して補助事業っていうのを拡大するっちゅう話は聞いてません。認定意外にも特別なんがあるんかもわからないです。

議長 そやな。

1 1 番委員 だから、施設園芸に限ってっていうんか、枠が何かあるん違いますか。それと、やっぱり県と農協のほうも助成、これはハウスやったら3分の1の補助があるんです。

議長 そこら、山崎さん、よう知っとんやな。

4 番委員 それは、個人1人にはいかん。

1 1 番委員 そこらが個人でやるのと法人でやるので枠が違うんだから、それとまず融資を受ける場合に、例えば日本政策だったら個人と株式会社で保障内容はがらりと変わってきます。例えば、年齢がやっぱり高くなると、どうしても枠が狭くなります。ただし、会社組織だったら、その枠は法人だったら広がります。

議長 ああ、そこらやったんやな。山崎さんがさっき言よったんとうよう似とる。

4 番委員 そこら関係で株式にしたんやろな。

議長 そやろな。

4 番委員 うん。

議長 いろんな情報得ながら、こういうふうな認定者がふえたらええなど、そのように思っておりますんで、委員さんも協力してあげてください。ほかにございませんか。

(なし の声あり)

議長 なければ、議案第5号も承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第5号は承認いたします。

議案は以上でございますが、報告ということで、その他、事務局、お願いいたします。

事務局長 事務局より4点、報告させていただきます。

1点目は相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目が農地の貸借借料水準について、4点目は国土調査法に基づく地籍調査結果報告についてです。

事務局
事務局長

【その他4点について事務局より説明】

そしたら、報告は以上になりますが、引き続き来月の予定についてご報告いたします。

3月の小委員会は18日水曜日、午前9時から第1会議室で行います。当番委員さんは14番中村委員さん、推進委員さんは8番松井委員さんをお願いしたいと思います。

定例会は19日木曜日、午前9時から第1会議室で行います。

署名委員さんは7番西山委員さん、8番亀山委員さん、9番大谷委員さんのうちお二人の方をお願いしたいと思います。

事務局からは以上です。

議長

全体を通しまして皆さんのほうから何かございましたら。

(なし の声あり)

議長

特段ないようでしたら、これで閉会いたします。ご審議いただきどうも長時間ありがとうございました。